

問い合わせ先

第二管区海上保安本部 海洋情報部

海洋調査課長 牛島 学

電話 022-363-0111 (内線2530)



海上保安制度創設70周年



平成30年 3月 2日
第二管区海上保安本部
午前 11時 発表

女川、小名浜の海図水深の基準を変更します。

～地盤の隆起に伴い水深が浅くなる恐れがあります～

宮城県女川港、福島県小名浜港の潮汐観測データにより、地盤が隆起したと考えられる結果が得られたので、3月7日に海図の水深の基準となる最低水面の高さを変更します。

海上保安庁は、海図水深の基準である最低水面の高さを決定し公表しています。最低水面は、海面の潮が最も引いた時の値で、水深の基準や港湾工事にも使用されています。

東北地方太平洋沖地震後、東北地方太平洋側の港湾では、ゆっくりとした地盤の隆起が長期間継続しており、水深も徐々に浅くなる傾向にあります。このため宮城県女川港、福島県小名浜港の2港について最新の潮汐観測データを使用し、最低水面の高さを変更することとしました。各港の最低水面の高さの変動量は以下のとおりです。

・女川港(27cm) ・小名浜港(18cm)

地盤の隆起に伴う海図水深の減少については、水路通報にて周知いたします。今後行われる水路測量は新しい水深の基準で行い、その測量成果を海図に反映いたします。

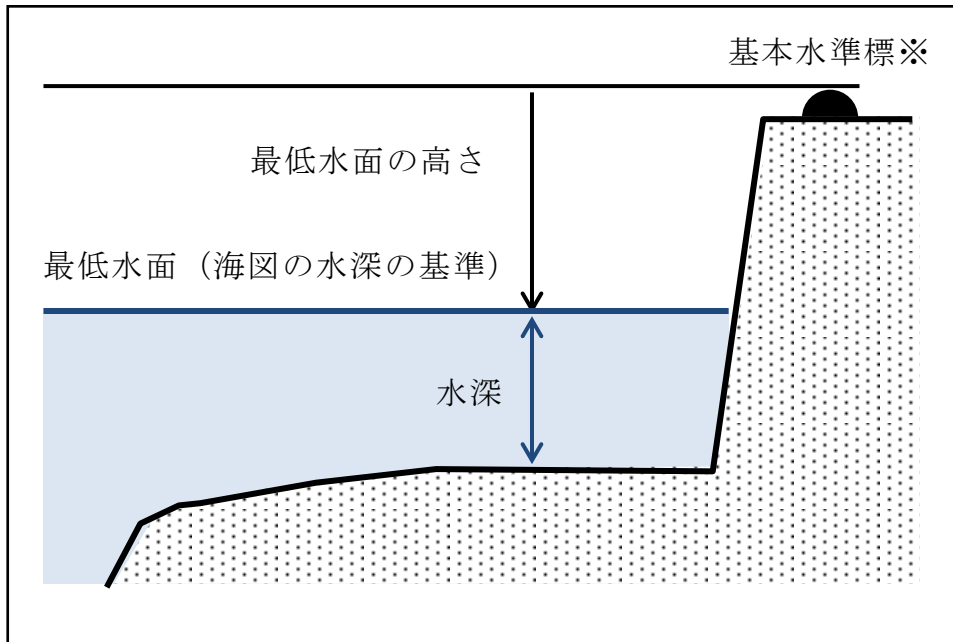
また、現在も地盤の隆起が継続しているため、地盤変動に関しても継続的に監視し、一定の変動があれば最低水面の高さを変更し、順次海図に反映してまいります。

なお、震災後女川は2回目の変更で前回は、H25年4月(13cm)でした。

最低水面の高さについては、海上保安庁 海洋情報部 HP に掲載されています。

ホームページアドレス <http://www1.kaiho.mlit.go.jp>

最低水面の模式図



※基本水準標
最低水面の高さ
の基準になって
いる。

最低水面の変化のイメージ図 (港の岸壁)

